

財政金融統計月報第793号租税特集の訂正について

記載内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

なお、ホームページには訂正後のものを掲載しております。

記

統計Ⅲ．法人税

P.125

28．法人税制度の概要

【誤】（誤り部分に下線）

租 税 の 特 別 減 免	<p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度...試験研究費の総額について，試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（6%～10%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$（10%を上限とする。）</p> <p>ロ 増減割合が5%以下 $9\% + (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$（6%を下限とする。）</p> <p>なお，平成29.4.1～平成31.3.31の間に開始する各事業年度においては，上記イの税額控除割合の上限（10%）は，14%とする。</p>
---------------------------------	--

【正】

租 税 の 特 別 減 免	<p>(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）</p> <p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度...試験研究費の総額について，試験研究費の増減割合に応じて次の税額控除割合（6%～10%）を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の25%を限度とする。）ができる。</p> <p>イ 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$（10%を上限とする。）</p> <p>ロ 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$（6%を下限とする。）</p> <p>なお，平成29.4.1～平成31.3.31の間に開始する各事業年度においては，上記イの税額控除割合の上限（10%）は，14%とする。</p>
---------------------------------	--

P.136

30．償却制度の概要

【誤】（誤り部分に下線）

減 価 償 却 の 対 象 資 産	<p>① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置車</p> <p>④ 船舶 ⑤ 航空機 ⑥ 両及び運搬具</p> <p>⑦ 工具，器具及び備品 ⑧ 鉱業権，特許権等<u>19</u>種類の無形固定資産 ⑨ 牛，馬，果樹等</p>
---	--

【正】

減 価 償 却 の 対 象 資 産	<p>① 建物及びその附属設備 ② 構築物 ③ 機械及び装置車</p> <p>④ 船舶 ⑤ 航空機 ⑥ 両及び運搬具</p> <p>⑦ 工具，器具及び備品 ⑧ 鉱業権，特許権等<u>18</u>種類の無形固定資産 ⑨ 牛，馬，果樹等</p>
---	--